

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関
する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営
に関する条例の一部改正)

第1条 燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の
公営に関する条例(平成18年燕市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中
「7,560円」を「7,700円」に改める。

(燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公
営に関する条例の一部改正)

第2条 燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成
の公営に関する条例(平成18年燕市条例第25号)の一部を次のように改正す
る。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「9万5,500円」を「11万9,300
円」に改める。

(燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に
関する条例の一部改正)

第3条 燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公
営に関する条例(平成19年燕市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条中「公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「施行令」とい
う。)第109条の8で定める額を超える場合には、同条で定める額」を「7円
73銭を超える場合には、7円73銭」に改める。

第5条中「施行令第109条の8で定める額」を「7円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。